



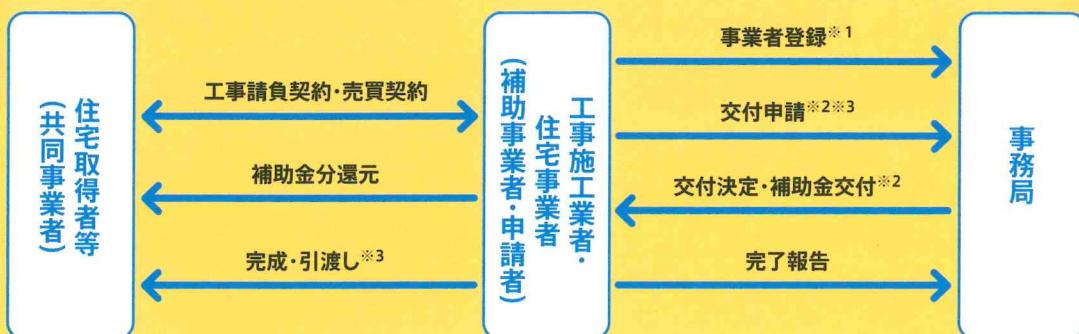
# 子育てエコホーム支援事業

って

Q

## 制度の流れは？

A



※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に交付申請が可能となる。契約・着工は事業者登録の前でも可。

※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請が可能。

※3 リフォームについては完成・引渡しの後に交付申請を行うこととする。

Q

## 手続きのスケジュールは？

A

### 株式会社オールワイド

経済対策  
閣議決定  
(2023年11月2日)

事業者  
登録開始

申請受付  
開始

交付申請期限  
(遅くとも2024年12月末まで)

年度末

完了報告期限<sup>※2</sup>  
(2025年3月) (住宅の規模に応じて、  
遅くとも2027年2月末まで)

工事着手<sup>※1</sup>

事業者  
登録

交付  
申請

補助金  
交付

完了  
報告

※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手

※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

### 子育てエコホーム支援事業 お問い合わせ窓口

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

お問い合わせ先

03-6632-9955

[ 通話料が  
かかります。 ]

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を含む)

●お問い合わせは

株式会社オールワイド  
東京都江戸川区新堀2-14-10  
03-5243-4339

パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社  
営業本部 総合営業企画室

〒571-386

大阪府門真市門真1048

© Panasonic Housing Solutions Co.,Ltd. 2023

●印刷物と実物とは多少色柄が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

●本書からの転用・複製はかたくお断りします。

このパンフレットの記載内容は2023年12月現在のものです。